

直方市空き家リフォーム工事費補助金 申請のご案内

留意事項(必ずお読みください)

- (1) 本補助金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。なお、申請された場合、審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 補助対象者は、交付決定受けたのち、請求書の提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。
- (3) 市が実施する他の住宅補助制度や、国(窓リノベ、子育てグリーン住宅支援事業等)や県(こどもリノベ等)で実施する補助金の対象となった費用について、重複して補助金申請することはできません。

問い合わせ

直方市 産業建設部 都市計画課 住宅政策係

〒822-8501 直方市 殿町 7 番 1 号

電話 0949-25-2050

対象工事

以下のいずれかに該当する工事とします。

- (1) 省エネ工事……窓、屋根、天井、壁、床又は開口部の断熱改修
- (2) バリアフリー工事……手摺りの設置、段差解消、建具(取手等)取替、廊下幅の拡張、床材の変更、便器・浴槽の変更等
- (3) 耐久性向上工事……耐久・防水性能を従来より向上させるもの
- (4) 居住性向上工事……広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去、便器・浴槽の変更等

対象住宅

- ・戸建ての住宅及び店舗併用住宅で、1年以上居住していない住宅
- ※生活設備(居室、浴室、台所、便所)を備えていること

対象者

以下のすべての項目に該当する方とします。

- ① 市内の空き家の所有者又は、所有者の三親等以内の親族で自己の居住するためにリフォームを行う方
- ② 対象住宅に事業完了時に空き家に転入又は転居しており、継続して居住する意思を有する方
- ③ 申請時、本市において申請者及びその者と同一世帯を構成する者が市税(市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税)を滞納していないこと。
- ④ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が直方市暴力団等追放推進条例(平成20年直方市条例第20号)第2条第2号の暴力団若しくは同条第4号の暴力団員又はこれらと密接な関係でないこと。
- ⑤ 同一の建物において、国や県で実施する補助金及び市で実施している他の助成金や補助金を受けていない方、又は受ける予定のない方
- ⑥ この補助金の交付を受けたことがない方

補助率等

1. 補助率:対象工事費(税抜)の2分の1以内
2. 補助上限額:15万円(千円未満は切り捨て)
※市内の業者によるリフォームの場合は補助上限20万円(10万円以上の工事が対象)

補助金の支払い方法

補助金は申請者へ支払います

受付期間

事業実施年度の開始日から同年度の1月末日（閉庁日を除く）

注意事項

・必ず工事前に申請が必要です。

提出書類

申請時

- ①直方市空き家リフォーム工事費補助金交付申請書（様式第1号）
- ②同意兼誓約書（様式第2号）
- ③対象住宅に係る登記事項証明書（申請日から起算し1ヶ月以内に発行されたもの。）
- ④三親等以内の親族の居住を目的としてリフォーム工事を行う場合にあっては、居住する者が三親等以内であることを確認できる戸籍謄本等の写し
- ⑤工事見積書（リフォーム内容が分かるもの）
- ⑥着工前の写真
- ⑦工事施行箇所がわかる書類（平面図、立面図等必要に応じて）
- ⑧カタログ（必要に応じて）
- ⑨申請者の通帳の写し
- ⑩その他市長が必要と認める書類

完了時

- ①直方市空き家リフォーム工事費補助金完了届(様式第6号)
- ②領収書の写し
- ③着工前、施行中、着工後の写真
- ④直方市空き家リフォーム工事費補助金交付請求書(様式第8号)
- ③その他市長が必要と認める書類

手続きの流れ

